令和７年４月２５日発行の審決公報　　＊ 詳細は審決公報をご確認ください。

（無断転載禁止）

【第40号】

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨　565
無効2024-890022	**ポアロ**	**28** **30** **43**	Z （拒絶）	【商標法4条１項7号】 「ポアロ」
【審決要旨】(1)引用標章「ポアロ」は、「ポアロシリーズ」に主人公として登場する名探偵の名称として、キャラクターとともに世界的な知名度を有するに至っている。 (2)本件商標の採択にあたり、引用標章「ポアロ」の周知性や顧客吸引力に便乗して、不正の利益を得ようとする目的をもって、本件商標を登録出願したといえる。 (3)被請求人が、当該商標を独占的に使用でき、請求人の使用を排除できる結果となること、及び、被請求人は、引用標章の世界的な知名度、顧客吸引力及び商業的価値の維持に何ら関わっておらず、「ポアロ」の語の独占使用を認めることは相当でなく、本件商標の登録は、公正な取引秩序を乱し、公序良俗を害するものというべきである。 よって、本件商標は、商標法第４条第１項第７号に該当する。				

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨　288
不服2024-004056	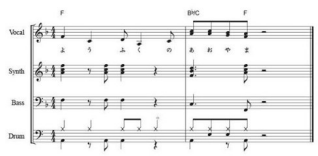	**25**	Y （登録）	**【商標法3条1項6号】**
【原査定】「本願商標の音要素は、商品・役務の広告等で流されるBGMに用いられる楽曲の一種と認識され、「ようふくのあおやま」の言語的要素も格別顕著なところはなく、需要者が何人かの業務に係る商品・役務であるか認識できない。				
【審決要旨】(1)本願商標は2小節で構成され、メロディーがあるとしても、僅か4秒にも満たないから、店舗の雰囲気作りのために流されるBGMに用いられる楽曲とはいい難い (2)「ようふくのあおやま」という言語的要素（歌詞）を有する音商標と認識させるものであり、自他商品及び役務の識別標識としての機能を果たし得る。				

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨　410
不服2024-014816 **不服2024-014864**	バツグン ＢＡＴＳＵＧＵＮ		Y （登録）	**【商標法3条1項6号】**
【原査定】特にすぐれている商品であるという商品の宣伝広告として表示したものと認識される。				
【審決要旨】(1)「バツグン」「BATSUGUN」の文字が独立して、原審説示のごとく、商品や役務の宣伝広告等として一般に使用されている事実は発見できない。 (2)「バツグン」の文字のみでは、商品又は役務の具体的な特徴等を簡潔に表したものとして理解されるとはいい難い。				

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨　574
無効2024-890032	歯は生命(い・の・ち) A tooth is the Life	3	Z (拒絶)	【商標法4条1項11号】 「歯が命」
【審決要旨】(1)本件商標の上段文字部分よりは、「ハワイノチ」の称呼が生じるものである。他方、引用各商標よりは、「ハガイノチ」の称呼を生じ、「歯は大切なもの」ほどの観念を生じる。 (2)そうすると、両者は、二音目の「ワ」と「ガ」に差異を有するものの、両文字は「ア」の母音を共通にし、比較的聴取しがたい中間に位置することから、両称呼をそれぞれ一連に称呼するときは、相紛らわしい類似の商標である。				

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨　418
不服2024-015112	老舗ヤマト屋	18,35	Y (登録)	【商標法4条1項11号】
【原査定】本願商標の構成中「ヤマト屋」の文字部分を分離抽出し、これと引用商標とは類似する。				
【審決要旨】(1)本願商標の各文字は、同じ書体、同じ大きさ、同じ間隔をもって、外観上まとまりよく表され、「シニセヤマトヤ」の称呼も冗長でなく、よどみなく一連に称呼できる。 (2)「老舗」の文字部分を捨象して、「ヤマト屋」の文字部分のみに着目するというよりは、むしろその全体を一体不可分のものといえる。				